

2021年4月26日

職業訓練受講生及び教職員各位

学校法人創造社学園
生涯学習事業本部
本部長 生地由一

COVID-14 感染拡大防止対策
21年4月25日付 緊急事態宣言を受けての対策

2021年4月25日(日)～5月11日(火)の期間で大阪府、兵庫県、京都府、東京都に「**緊急事態宣言**」が発令されました。職業訓練受講生並びに教職員の皆さんに対し、「まん延防止等重点措置」では押さえられなかったことを受け、更に踏み込んだ形で、感染拡大防止に向けた取組をお願いすることといたします。

特に関西圏では、感染力の強い変異株での拡大が顕著です。このペースで推移すれば、5月中に1日の感染者数が2万人を超えと言われています。このタイミングでの「緊急事態宣言」の発令です。我々が本気で取り組まなければ、感染の拡大は止まりません。「少くくらい」という気のゆるみが、大きな後悔を産むこととなりかねません。ひとり一人が、真剣に取り組むことで、この危機を乗り越えましょう。

1, 職業訓練生・教職員への要請次項

- (1) 毎朝の検温をお願いします。
- (2) 入退館時を含め、学内での手洗い、手指の消毒等を徹底してください
- (3) マスクは常に着用してください。特に昼食時の会話は避けていただき、飲食後にマスク着用にてお願いします
- (4) 机上のパーテーションは、特段の理由なき場合の取り外しは禁止とします
- (5) 発熱等、少しでも症状がある場合は、登校せず早めの検査をお願いします
*体温の上昇、風邪に似た症状、味覚・嗅覚の障害など
- (6) 不要・不急の外出はお控えください
- (7) 歓送迎会、宴会などの会食等は控えてください
やむを得ない場合以外は、少人数の会食であっても、しばらくの間はお控えください。やむを得ない会食でも「マスク会食」の徹底をお願いします
- (8) 多人数の集まるイベントなどへの参加も可能な限りお控えください

2, 学校の感染防止対策

- (1) 入館時の体温チェック
- (2) コロナ追跡システム(大阪府・兵庫県・厚労省)の利用の徹底
- (3) 教室巡回によるCO2の検査及び換気の徹底
- (4) 授業終了後の施設設備の除菌・消毒の徹底
- (5) 保健所対応にならない濃厚接触者(かもしれない)等へのPCR検査の実施
*詳細は2021年1月20日付の掲示を確認ください(現在も掲示中)
- (6) 各教室の机上パーテーション修理及び交換

以上、学校も皆さんとともに取り組み強化をいたします。感染が下火になるまでみんなで頑張りましょう。